

別表（第3条関係）

評価項目	認定の基準
1. 実績と遵法性	(1) 産業廃棄物処理業者として5年以上の営業の実績があること。 (2) 申請の日前5年間において特定不利益処分を受けていないこと。
2. 事業の透明性	(1) 次に掲げる事項について、インターネットによる公表をしていること。 ① 処理業者に係る基礎情報（名称、事業の内容等） ② 事業計画の概要 ③ 業許可に係る許可証の写し ④ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する事項 ⑤ 事業所ごとの産業廃棄物の処理工程図 ⑥ 直前3年間における産業廃棄物の受入量、処分量及び中間処理後の処分量 ⑦ 直前3年間における事業の用に供する産業廃棄物の処理施設（焼却施設その他の対象となる施設に限る。）の維持管理の状況 ⑧ 直前3年間における事業の用に供する産業廃棄物の処理施設（焼却施設に限る。）の熱回収により得られた熱量 ⑨ 産業廃棄物の処理に要する料金を提示する方法 ⑩ 業務を所掌する組織及び人員配置に関する事項 ⑪ 事業所の公開の有無及び公開している場合にあってはその頻度
3. 環境配慮等の取組	(1) ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていること。 (2) エコおおい推進事業所の登録を受けていること。 (3) 従業員への研修又は教育に取り組んでいること。 (4) 作業マニュアル、施設の維持管理に係る体制が整備されていること。 (5) 地域住民と良好な関係の構築に努めていること。 (6) 環境保全等に関するボランティア活動に取り組んでいること。 (7) 環境カウンセラー、公害防止管理者等の環境保全に関する有資格者を雇用していること又は当該有資格者であること。 (8) 一般社団法人大分県産業廃棄物協会又は大分県環境保全協議会に加入していること。 (9) 大分県リサイクル製品認定制度の認定を受けていること。 (10) 県内の平均的な施設以上の環境保全に係る措置を講じていること。 (11) 低公害型建設機械を導入していること。 (12) 災害廃棄物の処理への協力が可能であること。

4. 電子マニフェスト	(1) 電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストの利用が可能であること。
5. 財務体質の健全性	(1) 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること（申請者が法人である場合に限る。）。 (2) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること（申請者が法人である場合に限る。）。 (3) 法人税等の滞納をしていないこと。 (4) 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

備考

- 1 環境配慮等の取組については、(1)又は(2)から(12)までの項目のうち5以上の項目を満たしていること。
- 2 特定廃棄物最終処分場とは、法第15条の2の4において準用する法第8条の5第1項に規定する特定産業廃棄物最終処分場をいう。